

I 教育行財政

1 教育長・教育委員



教 育 長
山 本 浩 司



教育長職務代理者
佐 伯 英 恵



委 員
天 野 勝 美



委 員
榊 原 昌 子



委 員
吉 田 貴 子



委 員
原 紳 也

令和7年4月1日現在

職 名	氏 名	任 期
教育長	やま もと ひろ し 司 山 本 浩 司	平成30年 4月 1日就任 令和 9年 3月31日まで
教育長 職務代理者	さ えき はな え 恵 佐 伯 英 恵	平成29年10月 1日就任 令和 7年 9月30日まで
委 員	あま の かつ み 美 天 野 勝 美	平成28年10月 1日就任 令和10年 9月30日まで
委 員	さかき ばら まさ こ 子 榊 原 昌 子	令和元年10月 3日就任 令和 9年10月 2日まで
委 員	よし だ たか こ 子 吉 田 貴 子	令和 4年10月 1日就任 令和 8年 9月30日まで
委 員	はら しん や 也 原 紳 也	令和 6年10月 1日就任 令和10年 9月30日まで

※教育長職務代理者は、教育長の指名により変更することがあります。

2 豊田市教育大綱

第3期豊田市教育大綱

■基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

本市は、世代、性別、職業、経験、文化、言語等が異なる多様な市民が、人と人、人と地域のつながりを深め、生かし合う中で、多様な価値や可能性を創り出し、暮らしを楽しむことができるまちづくりをめざします。

こうしたまちづくりの主役となる市民が、夢や希望を持ち、豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、家庭・学校・地域等において、生涯にわたり、自ら学習活動やスポーツ・文化活動に取り組み、多様な個性や能力を向上させることはもとより、それぞれの強みを生かしながら共働によるまちづくりを進め、地域と共に育ち合うことが肝要です。

このような考えの下、本市は、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、生涯を通じて学び・育ち続ける市民の活動を支援します。

■めざす人物像

基本理念を踏まえながら、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標である「豊田市民の誓い」を道しるべに、本市の教育としてめざす人物像を明示します。

○生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人

主体的に学び、考え、行動していく力を身に付け、健やかな体と豊かな心を育むとともに、人や地域との関わりの中で自分らしさを生かしながら成長する喜びを感じ、生涯にわたって自ら楽しく学び・育ち続けることが大切です。

○夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中、将来に夢を抱き、困難な状況においても、それぞれの課題に主体的に取り組みながら夢を追い続け、仲間と共に新しい価値を創り出しながら未来を切り拓いていくことが大切です。

○豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人

持続可能な社会を築いていく上で、本市の豊かな自然、多様な歴史・文化といった地域資源に親しみながら、まちの魅力に気づき、分かち合うとともに、誇りと愛情を持って次代へ継承・発信していくことが大切です。

○互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

かけがえのない自他の命を尊び、多様な個性や立場を認め合い、助け合いながら、人と人、人と地域とのあたたかなつながりを深めるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、共働してよりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

■めざすべき教育の姿

めざす人物像を実現するため、本市としてめざすべき教育の姿を掲げます。

○自らの可能性を広げる力の育成

産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後様々に社会状況が変化する中、激動の時代を豊かに生きるためには、誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し、自らの可能性を最大化していくための力が必要です。主体的・対話的で深い学びの視点から、知識・技能の習得に加え、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成し、学びに向かう力や人間性を育みます。

○誰もが安心して自分らしく学べる場の確保

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようにするためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。障がいの有無や日本語教育の必要性、不登校など、多様な観点からのニーズに対応し、誰もが安心して自分らしく学ぶことができるよう、支援体制を充実します。

○郷土を愛し、生涯学び、活躍できる機会の創出

都市と山村、産業と自然、多文化共生等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる機会を創出します。

○家庭・学校・地域の共働の推進

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

3 市施政方針（教育分野）

令和7年度の具体的な取組

変化の激しい予測困難な社会の中で、本市の多様な資源を生かして新たな魅力や価値を創造し、こどもがミライに希望を持つことができるまちを目指して、取組目標1「こどもが多様な生き方・暮らし方を選択できる」を掲げ、以下の取組を進めてまいります。

あわせて、教育施策の根本的な方針である「教育大綱」の見直しを行ってまいります。

1 地域資源を生かした多様な「遊び・学び・体験」の機会の充実に向けた取組

こどもたちが、地域の大人など多世代とのつながりの中で、文化、スポーツ、ものづくりなどに親しむ様々な機会を提供してまいります。特に中学校の部活動に替わる「とよた地域クラブ活動」については、こどもが安心して参加できるよう、令和8年度からの市内全地域への展開に向けて取組を進めてまいります。また、人生100年時代をいきいきと暮らせるよう、大人に対しては、地域での新たなチャレンジや活躍へとつなげる学び直しの機会を提供してまいります。

2 自ら考え判断する力を育む教育の推進に向けた取組

地域資源を生かし、各小中学校の特色ある授業でふるさとの魅力をこどもたちに伝えられるよう、博物館のアクティブ・ラーニングツアー等と連携した取組や矢作川流域学習プログラムなどのメニューをより活用しやすくした「WE LOVE とよた教育プログラム」を実施してまいります。

また、児童生徒一人ひとりに応じた学習と、こども同士や地域の人々などと共に取り組む学習の充実のため、学習用タブレットの更新に向けた準備を計画的に進めていくほか、きめ細やかな教育を推進するため非常勤講師などを適切に配置してまいります。

さらには、新たな学びを進めるため、小中一貫教育など魅力ある教育環境や学校施設の更なる有効活用を検討してまいります。くわえて、安全・安心で快適な教育環境を整えるため、夏の暑さ対策として、令和7年夏までに市内全ての小中学校の体育館・武道場に空調設備を整備するほか、地域体育館への空調設備導入に向けた調査を実施してまいります。

4 教育行政計画

第4次豊田市教育行政計画

(1) 計画策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、地域の持続的な発展を担う人材の育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

また、人生100年時代の到来や、超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた急速な技術革新など、社会が大きな転換点を迎える中、全ての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の果たす役割、重要性はますます高まっています。

本市では、「地域ぐるみで学び合い」をキーワードに、教育を学校だけで完結するのではなく、学校と家庭、地域が連携・共働しながら子どもたちを育む社会に開かれた教育課程を推進しています。今後も引き続き、次代を担う子どもたちが、広い視野を持ち、自ら考え、課題を解決していく生き抜く力を培っていくこと、生涯にわたり学び続ける基礎を養うことが求められます。

そこで、第3次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな教育行政計画を策定しました。



（２）計画の位置付け

本計画は、教育基本法第１７条第２項の規定による、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付けるとともに、学校教育分野を中心とした、本市の教育行政における基本的な計画です。

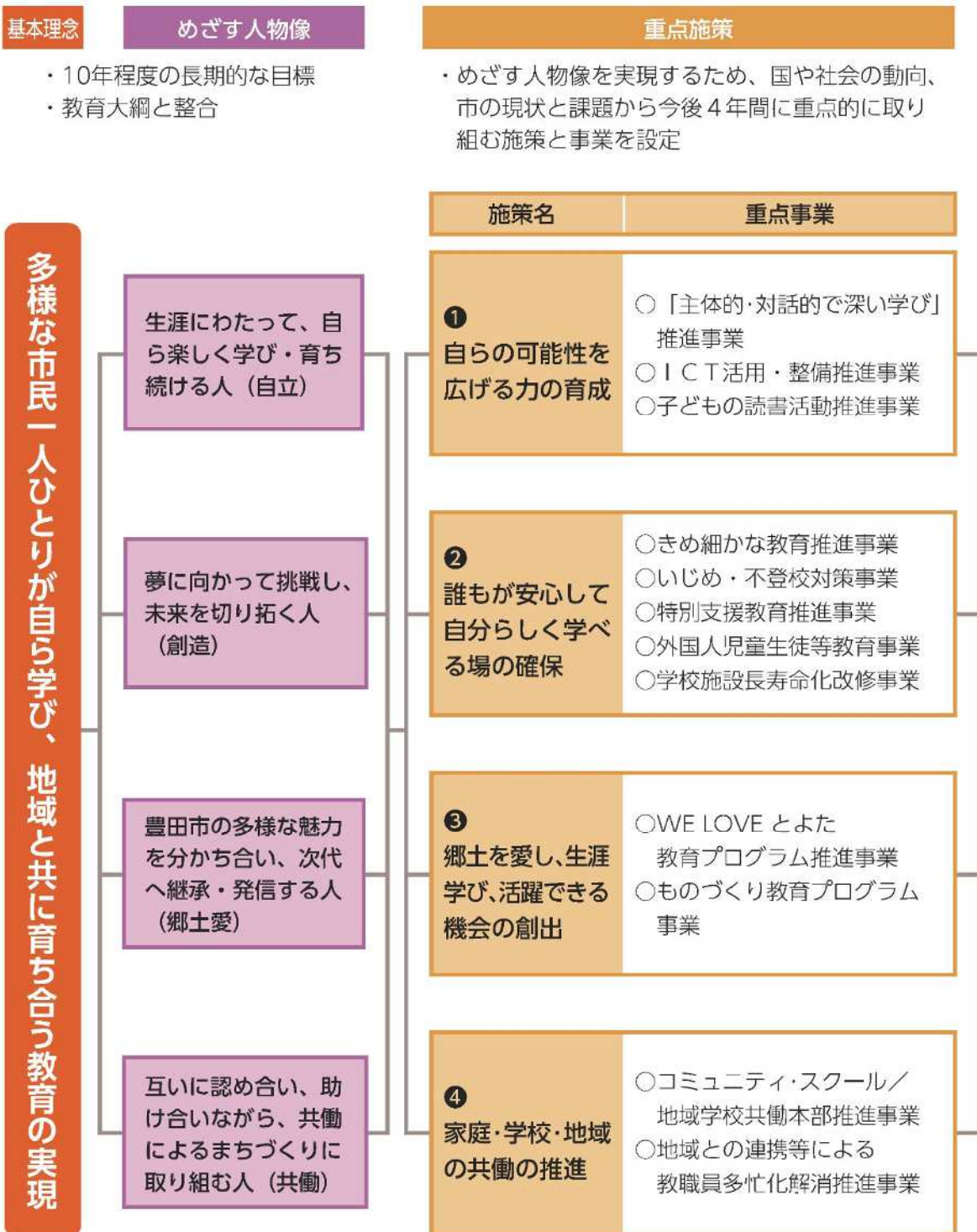
この計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体的な行動計画です。

（３）計画期間

この計画の対象期間は、２０２２年度から２０２５年度までの４年間とします。



(4) 計画の体系



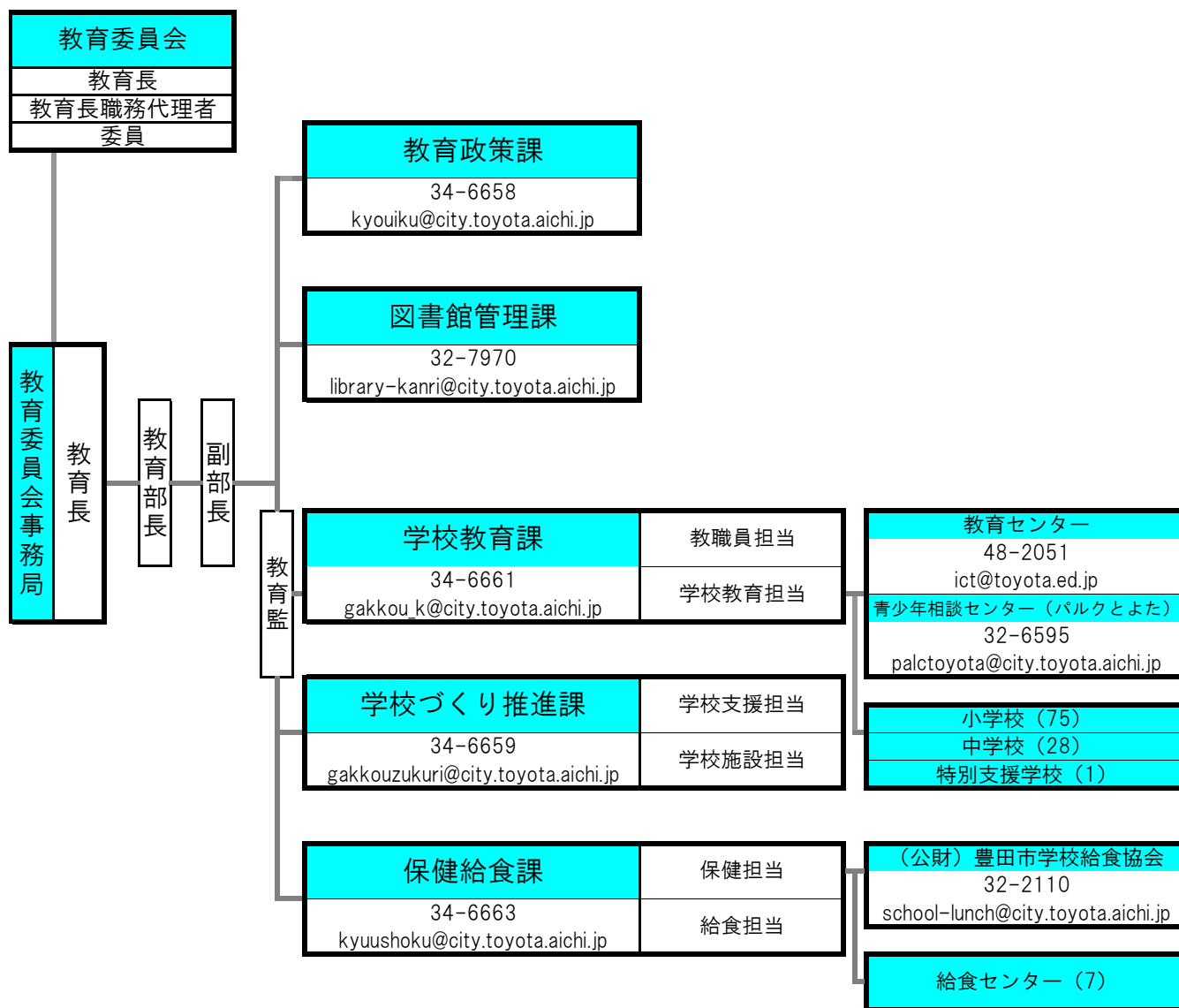
基本施策

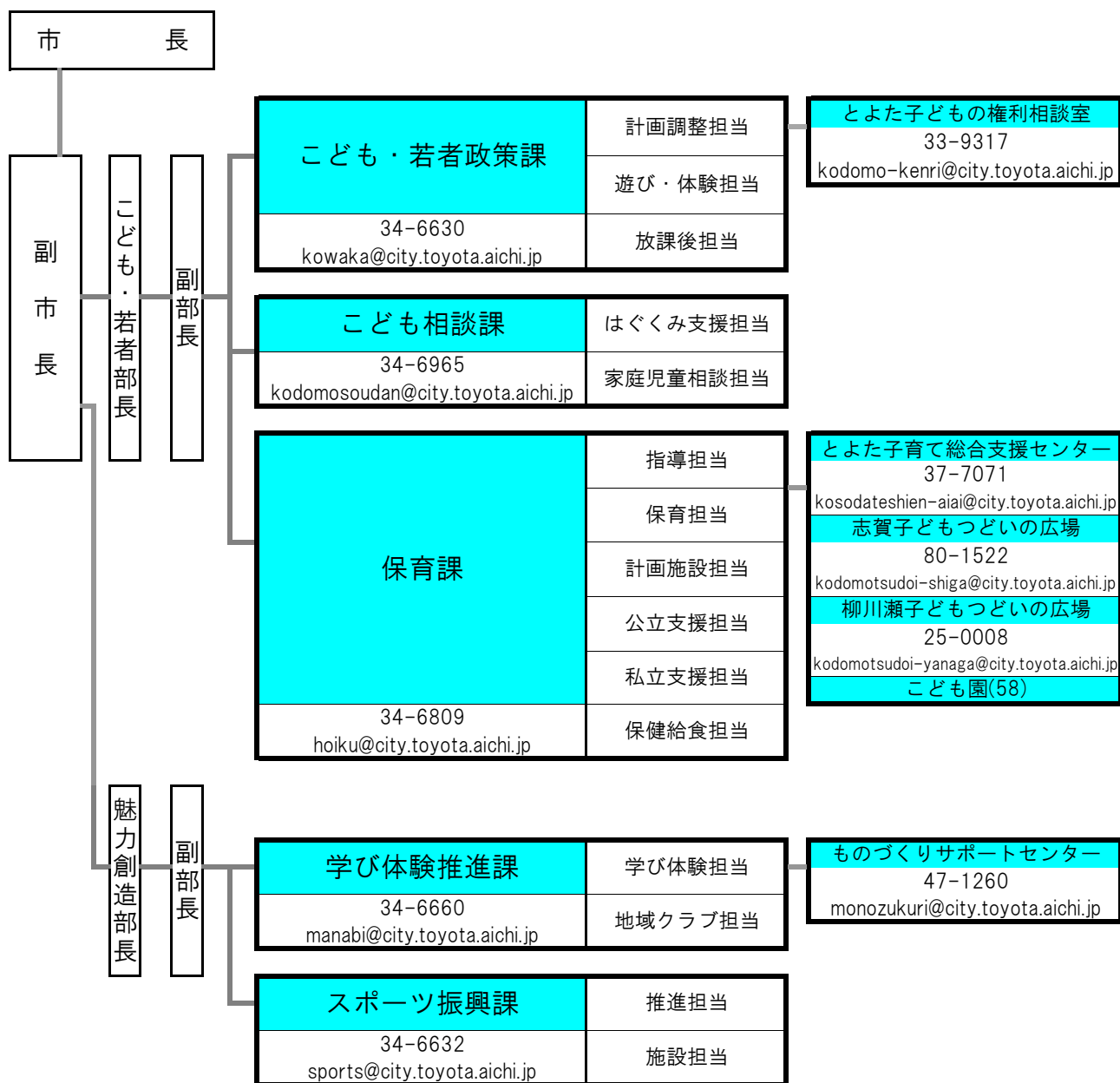
- ・めざす人物像の実現に向けた主要な施策と事業
- ・施策名は、第8次豊田市総合計画の施策体系に準ずる

施策名	施策の柱
①生き抜く力を育む学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
	②確かな学力を育む教育の推進
	③豊かな人間性を育む教育の推進
	④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
②安全・安心で快適に学べる教育環境の充実	①学校施設の環境の充実と整備の推進
	②給食調理環境の整備
	③中央図書館の再整備
③暮らしを豊かにする学びの支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
	②図書資料等を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
	③子どもの読書活動の推進
④地域による次世代人材の育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
	②高校生・大学生の社会参加活動の促進
	③自立に困難を抱える若者の支援
	④家庭教育力の向上
⑤まちへの誇りや愛着につながるものづくり学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
	②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実

5 教育委員会組織図

市外局番（0565）





6 教育委員会職員

(1) 職員一覧表

(令和7年5月1日現在)

	総 人 数	行政職員								技能労務職員				指 導 主 事	主 任 主 査
		参 事	副 参 事	主 幹	副 主 幹	主 査 監	主 任 主 査	事 務 ・ 技 術 系	小 計	班 長	公 務 手	調 理 員	小 計		
教 育 部	3	1	2						3						
教 育 政 策 課	9			2	1		2	2	7					2	
図 書 館 管 理 課	5		1		1			2	4						1
学 校 教 育 課	40			7	2		2	7	18					22	
学 校 づ く り 推 進 課	16			1	1		3	11	16						
小 ・ 中 ・ 特 別 支 援 学 校	3											3	3		
保 健 給 食 課	22			1	4	1	3	7	16	1		5	6		
派 遣 等	2		1			1			2						
合 計	100	1	4	11	9	2	10	29	66	1	0	8	9	24	1

※ 教育長、会計年度任用職員は計上せず

※ 派遣等は学校給食協会のみ
(豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣された職員)

※ 上記、総人数には休職者、再任用、地方自治法第252条の17第1項によって派遣された職員も含む。
(豊田市職員定数条例の定数外)

(2) 職員定数

豊田市職員定数条例 第2条による定数	教育委員会の事務局の職員	95 人
	教育委員会の所管に属する学校の職員	5 人
	教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	16 人
	合 計	116 人

7 市長への事務移管・事務の委任及び補助執行

【教育委員会から市長への事務移管】

令和２年度以降の教育委員会の管理執行権限について
令和元年１２月市議会で新たに制定された「豊田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」により、令和２年４月から以下の分野の事務について、管理執行権限が教育委員会から市長に移管された。

- (１) 社会教育機関（豊田市中心図書館を除く。）の設置、管理及び廃止に関する事
と。
- (２) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (３) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (４) 文化財の保護に関する事。

【事務の委任及び補助執行】

(１) 市長が教育委員会に委任する事務

- ① 私立学校(幼稚園を除く。)に関する事。
- ② 豊田市学校給食センターの給食費の額の決定に関する事。

(２) 市長が教育委員会の職員に補助執行させる事務

- ① 教育財産を取得し、及び処分する事。
- ② 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結する事。
- ③ 構造改革特別区域法(平成１４年法律第１８９号)第１２条第２項に規定する学校設置会社の設置する学校に関する事。
- ④ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和３１年法律第１６２号)第１条の３に規定する大綱の策定(変更を含む。)及び同法第１条の４に規定する総合教育会議に関する事。
- ⑤ 教育委員会の所掌に係る公の施設の使用料等及びその所掌に係る行政財産の目的外使用料の徴収、減免及び還付に関する事。
- ⑥ 教職員会館テニスコートの運営管理に関する事。
- ⑦ 豊田市学校給食センターの給食費（幼稚園に係るものを除く。）の徴収等に関する事。
- ⑧ 教育委員会の所掌に係る歳入予算の調定及び収入命令に関する事。
- ⑨ 教育委員会の所掌に係る歳出予算の支出負担行為及び支出命令に関する事。

(３) 教育委員会が市長部局の総務部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 情報公開条例第６条第１項に規定する開示請求書の受付に関する事。
- ② 情報公開条例第１８条第３項に規定する手数料の減免に関する事。
- ③ 法第７７条第１項に規定する開示請求書、法第９１条第１項に規定する訂正請求書及び法第９９条第１項に規定する利用停止請求書の受付に関する事。
- ④ 審査請求に関する事。
- ⑤ 訴訟に関する事。

(4) 教育委員会が市長部局の地域活躍部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。
- ② スクールバス（足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。）の運営管理に関すること。

(5) 教育委員会が市長部局の魅力創造部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。
- ② 青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。
- ③ 学校開放に関すること。

(6) 教育委員会が市長部局のこども・若者部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 家庭教育に関すること。
- ② 青少年の社会教育活動の支援に関すること。
- ③ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。
- ④ こども・若者総合相談センターの運営業務に関すること。
- ⑤ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。
- ⑥ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。
- ⑦ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。
- ⑧ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関すること。
- ⑨ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。
- ⑩ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。
- ⑪ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- ⑫ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。
- ⑬ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- ⑭ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。
- ⑮ 豊田市立幼稚園の給食に関すること。（（１）②に定める場合を除く。）
- ⑯ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。
（豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが、幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。）
- ⑰ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。

(7) 教育委員会が市長部局の都市整備部に属する職員に補助執行させる事務

教育財産（豊田市立学校設置条例（昭和４０年条例第１号）別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例（昭和４２年条例第２号）別表に掲げる給食センターを除く。）の維持及び保全に関すること。

(8) 教育委員会が市長部局の市民課に属する職員に補助執行させる事務

学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学の場合を除く。

8 分掌事務

(1) 教育部の分掌事務

- ・教育委員会の会議及び組織に関すること。
- ・教育行政に関すること。
- ・学校以外の教育施設に関すること。
- ・教職員に関すること。
- ・学校教育の調査研究に関すること。
- ・市立学校に関すること。
- ・学校給食に関すること。

(2) 教育部に属する課の分掌事務

教育政策課	・教育委員会の会議及び委員に関すること。 ・儀式、表彰（児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係るものを除く。）及び栄典に関すること。 ・教育委員会の後援等に関すること。 ・教育委員会の公告式及び公印管理に関すること。 ・教育に係る統計及び調査に関すること。 ・教育行政に係る企画立案及び調整に関すること。 ・教育委員会の所管に係る予算及び決算の総括に関すること。 ・教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 ・学校誘致及び幼稚園以外の私学振興に関すること。 ・私立高等学校の授業料補助に関すること。 ・豊田市奨学金に関すること。 ・市立学校の規模の適正化に関すること。 ・事務局及び学校以外の教育機関の連絡調整並びに他の所掌に属さない事務に関すること。
図書館管理課	・読書活動の推進に関すること。 ・豊田市図書館協議会の運営に関すること。 ・豊田市中央図書館の施設、設備等の整備に関すること。 ・豊田市中央図書館の運営管理に関すること。 ・図書館資料の収集整理（選書及び除籍を含む。）の決定に関すること。 ・図書館資料の利用及び管理に関すること。
学校教育課	・県費負担教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。以下同じ。）の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・市費負担教職員及び公務手のサービスに関すること。 ・学校の組織編制及び諸行事に関すること。 ・教科書の採択に関すること。 ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関すること。 ・教職員の組織する職員団体に関すること。 ・教職員の研修及び教育指導に関すること。 ・児童及び生徒を対象とする事業等に関すること。 ・市立学校における体育活動及び文化活動並びに部活動に関すること。 ・通学区域の設定、廃止及び変更並びに通学路に関すること。 ・市立学校（特別支援学校を除く。）の通学支援に関すること。 ・就学援助及び就学奨励に関すること。 ・学齢児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること。 ・教科書その他教材の配布に関すること。 ・児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係る表彰に関すること。 ・家庭、学校及び地域の共働の推進に関すること。

	教育センター ・教育の専門的事項及び技術的事項の調査研究に関すること。 ・教員の研修及び指導力向上に関すること。 ・研究指定校に関すること。 ・学校情報化の推進に関すること。 ・教育センター及び教職員会館の運営管理に関すること。
	青少年相談センター（パルクとよた） ・青少年の相談に関すること。 ・青少年の補導に関すること。 ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関すること。 ・不登校の児童又は生徒の社会的自立に関すること。 ・特別支援教育に関すること。 ・青少年相談センターの運営管理に関すること。
学校づくり 推進課	・市立学校の予算の執行管理に関すること。 ・市立学校の物品及び備品台帳整備に関すること。 ・市立学校の教材及び教具の整備並びに教材用田畑の賃借に関すること。 ・市立学校の施設、設備及び用地の管理に関すること。 ・市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。 ・市立学校の施設の目的外使用許可に関すること。 ・市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。 ・市立学校の設置及び廃止並びに市立学校に係る事項の変更に関すること。 ・市立学校の施設整備に関すること。
保健給食課	・市立学校の保健計画及び環境衛生に関すること。 ・児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理に関すること。 ・市立学校における災害共済給付及び学校事故賠償責任保険に関すること。 ・保健関係団体に関すること。 ・学校給食の運営及び学校給食物資の管理に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担の栄養教諭及び学校栄養職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・学校給食センターの施設及び設備の整備に関すること。 ・給食関係団体に関すること。
	学校給食センター ・幼児、児童及び生徒の給食実施に関すること。 ・学校給食センターの運営管理に関すること。

（３）関連分掌事務

法 務 課	・情報公開条例第６条第１項に規定する開示請求書の受付に関すること。 ・情報公開条例第１８条第３項に規定する手数料の減免に関すること。 ・法第７７条第１項に規定する開示請求書、法第９１条第１項に規定する訂正請求書及び法第９９条第１項に規定する利用停止請求書の受付に関すること。 ・審査請求に関すること。 ・訴訟に関すること。
各 支 所	・学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。 ・スクールバス（足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。）の運営管理に関すること。
学び体験推 進課	・社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。 ・青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。

スポーツ振興課	・ 学校開放に関すること。
こども・若者政策課	・ 家庭教育に関すること。 ・ 青少年の社会教育活動の支援に関すること。 ・ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。
こども相談課	・ こども・若者総合相談センターの運営業務に関すること。
保 育 課	・ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。 ・ 豊田市立幼稚園の給食に関すること。 ・ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。 （豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。） ・ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。
建築保全・住宅課	・ 教育財産(豊田市立学校設置条例(昭和40年条例第1号)別表に掲げる小学校、中学校及び特別支援学校並びに豊田市学校給食センター条例(昭和42年条例第2号)別表に掲げる給食センターを除く。)の維持及び保全に関すること。
市 民 課	・ 学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。

(4) その他関係する財団法人

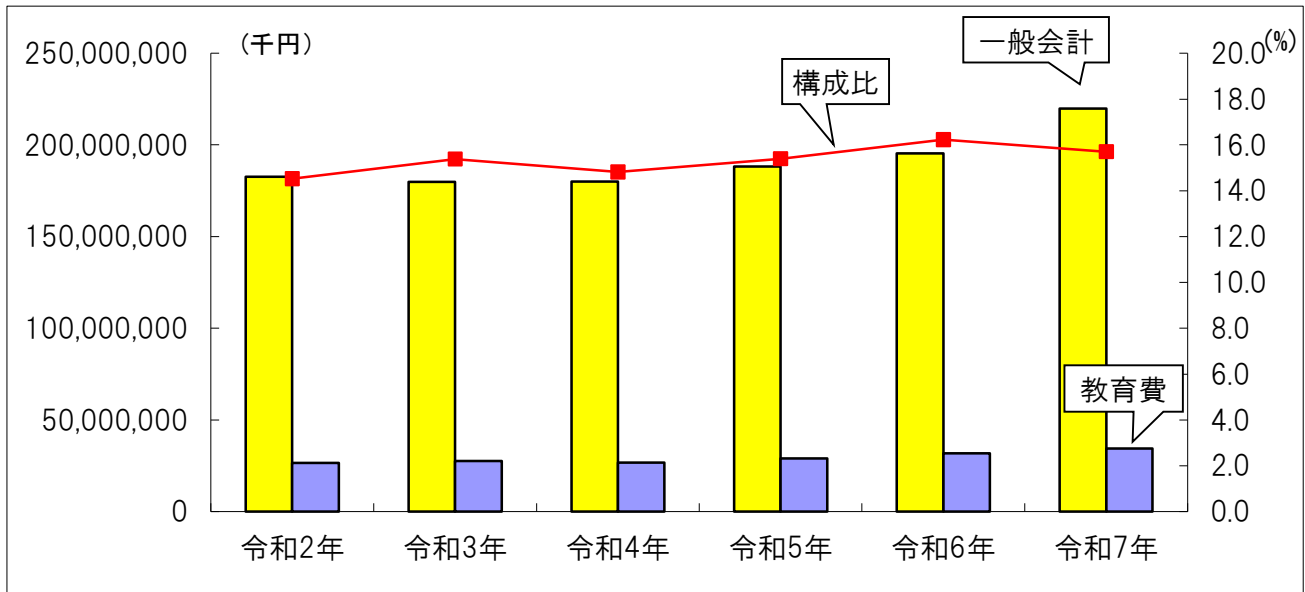
本市では、市民の要望を幅広く取り入れた効率的な運営を図るため、次の公益財団法人を設置し、業務や施設の管理を委託している。

- ・ (公財)豊田市学校給食協会

9 教育予算

(1) 一般会計と教育費の推移 (当初予算ベース)

項目 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般会計 (千円) A	182,600,000	179,800,000	180,100,000	188,300,000	195,426,534	219,700,000
教育費 (千円) B	26,531,150	27,656,631	26,694,423	28,993,795	31,720,372	34,505,830
構成比 (%) B/A	14.5	15.4	14.8	15.4	16.2	15.7



(2) 令和7年度教育費の構成

目 的	予算(千円)
教育総務費	851,111
小学校費	6,693,120
中学校費	3,698,604
特別支援学校費	253,260
幼稚園費	1,059,396
学校教育費	9,665,644
社会教育費	2,553,110
文化体育費	9,731,585
計	34,505,830

